

令和5年 第2回定例会

滑川町教育委員会会議録（公開）

令和5年2月20日

午後1時30分 ～ 午後5時30分

滑川町教育委員会

○ 招 集 通 知

滑教第 1944 号により、令和 5 年第 2 回定例教育委員会を次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 1 日

記

1. 招集日時 令和 5 年 2 月 2 0 日(月)
午後 1 時 30 分
2. 招集場所 滑川町役場 2 階 中会議室

○ 招 集 委 員

応招委員 (4 名)

1. 岩 崎 千恵子 教育長職務代理者
2. 吉 野 さつき 委員
3. 飛 田 聡 保 委員
4. 中 山 達 朗 委員

不応招委員 (なし)

令和5年 第2回定例教育委員会

令和5年2月20日(月)

議 事 日 程

1. 開 会 宣 言
2. 議事録署名委員の指名
3. 前回会議録の承認
4. 諸般の報告及び日程
5. 議 事
 - 議案第3号 令和5年度当初小・中学校人事異動（管理職）について
 - 議案第4号 滑川町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
 - 議案第5号 滑川町スポーツ推進委員の委嘱について
6. 協 議 事 項
7. その他の事項
8. 閉 会 宣 言

出席委員（5名）

- | | |
|------------|----------|
| 1. 馬 場 敏 男 | 教育長 |
| 2. 岩 崎 千恵子 | 教育長職務代理者 |
| 3. 吉 野 さつき | 委員 |
| 4. 飛 田 聡 保 | 委員 |
| 5. 中 山 達 朗 | 委員 |

欠席委員（0名）

な し

会議に説明のため出席した人

教育委員会事務局次長 権 田 尚 司

会議に出席した事務局職員

事務局長	澄 川 淳
指導主事	寺 田 陽 介
指導主事	野 口 和 嵩

◎ 開会宣言

○馬場教育長 皆さん、こんにちは。委員各位におかれましては、第2回定例教育委員会に御参集いただきありがとうございます。ただいまの出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第2回定例教育委員会を開会します。なお、本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、公開といたします。御異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議ないものと認めます。次に事務局へお尋ねします。本日の会議について、傍聴の申し入れはございますか。

【事務局より、「傍聴人なし」との報告】

○馬場教育長 傍聴人は、いないということですので、このまま議事日程について進行いたします。

◎ 議事録署名委員の指名

○馬場教育長 それでは、日程第2「議事録署名委員の指名」ですが、会議の議長において指名します。

議事録署名委員は、吉野 さつき委員 お願いします。

◎ 前回会議録の承認

○馬場教育長 次に日程第3「前回会議録の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○澄川局長 それでは、資料1を御覧になってください。前回会議録となりますので、いつものように時間を作ってください。一読いただき御確認をお願いいたします。

【確認の時間を設定し、委員各位が確認】

○馬場教育長 何か御質問等はございますか。

【「なし」との声あり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、前回会議録について承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

【委員全員から、挙手あり】

○馬場教育長 それでは、前回会議録を承認いたします。

◎ 諸般の報告及び日程

○馬場教育長 次に日程第4「諸般の報告及び日程」を行います。最初に、1) 諸般の報告及び連絡事項を行います。「教育長の動静」より説明させていただきます。それでは、資料2を御覧になってください。

2月ですが、前回にお話しさせていただいた部分もございますので、その部分については省略させていただきます。22日と24日ですが、公立高校の学力テストと実技・面接となっています。3月に入りまして、4日に文化活動発表会を行います。公民館でサークル活動をしている方々の発表会です。これを3年振りに行います。3日には、先ほどお話しした高校入試の結果発表となります。その後、7日より3月議会がございます。議会中ではありませんが、10日に井の頭公園へ滑川町産のミヤコタナゴを譲渡する予定です。井の頭公園は、全国の動物園協会の中心的な立場でありまして、ここで希少生物を保存しておかなくてはいけないということで、今までは、千葉県産のミヤコタナゴを保存していたのですが、この（千葉県産）個体が良い状態ではなくなってしまったため、滑川町産のミヤコタナゴを譲渡して欲しいと申し入れがありました。それを受けて10日に譲渡することになりました。それにあたり、DNA鑑定を行い、ゲノム解析をして血統を明らかにしています。こうしたことで、滑川町産のミヤコタナゴの格が上がるかなと思います。

15日以降、各校園で卒業式、卒園式が挙行されます。13日には、一般教職員の異動内示を行います。管理職の内示については、24日となっています。27日の退職校長感謝状贈呈式は、比企教委連のものであります。その後、理事会がありますが、こちらは岩崎教育長職務代理者と一緒に出席となります。31日には、町の退職教職員への感謝状贈呈式です。後ほど、出席や役割分担を確認したいと思います。よろしく願いいたします。

雑駁な説明となりましたが、以上が主な動静となります。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 それでは、「なし」ということですので、1) 諸般の報告及び連絡事項を終わりにいたします。
-

◎ 会議日程の決定

- 馬場教育長 続きまして「会議日程の決定について」を議題とします。本日の議案は3件です。日程7その他の事項が終了次第、次回日程を決定後、閉会することといたします。それでは、日程5「議事」を進めさせていただきます。
-

◎ 議 事

- 馬場教育長 それでは、日程5「議事」に入ります。「議案第3号 令和5年度当初小・中学校人事異動（管理職）について」を議題といたします。それでは、説明いたします。

【馬場教育長、議案説明】

- 馬場教育長 それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等はご

ございますか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、「議案第3号 令和5年度当初小・中学校人事異動（管理職）について」の採決をいたします。本件を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

- 馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第3号は原案どおり承認されました。それでは次に、「議案第4号 滑川町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。提出されました議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【寺田指導主事、議案説明】

- 馬場教育長 はい、説明ありがとうございます。それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等はございますか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、「議案第4号 滑川町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」の採決をいたします。本件を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

- 馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第4号は原案どおり承認されました。それでは次に、「議案第5号 滑川町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。提出されました議案について、事務局より説明をお願いいたします。

【寺田指導主事、議案説明】

- 馬場教育長 はい、説明ありがとうございます。それでは、提出された議案について、何か質疑や御意見等はございますか。

【「なし」との声があり】

- 馬場教育長 ありがとうございます。それでは、「議案第5号 滑川町スポーツ推進委員の委嘱について」の採決をいたします。本件を原案どおり承認される方の挙手を求めます。

【全員、挙手】

- 馬場教育長 ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第5号は原案どおり承認されました。

それでは、本日の議案については、以上となります。ありがとうございます。

◎ 協議事項

- 馬場教育長 それでは、日程6「協議事項」に入ります。最初に協議事項1)

「新型コロナウイルス感染症対策について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、資料3により説明】

- 馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。何か御意見、御質問等がございますか。
- 中山委員 高田教育長は、基本的な考え方として「マスクを外しても差し支えない」と言っていました。マスクを外すことを基本とするとありますが、これはかなり強い印象を与えます。マスクを外さなくてはいけなくなると、戸惑う子供たちも出てきます。色々な理由でマスクを外したくない子供がいると思います。マスクを外さなくてはならないのなら、卒業式に出たくないといったことになると困ります。したがって、高田教育長は「外しても差し支えない」という言い方をしたのかなと思います。そういった、デリケートな対応をしたのではないかと思います。町の基本的な考え方には、マスクを外すことを基本とするとありますので、そのあたりをきちんと説明できるように対応した方がよいと思います。マスクを外すのが基本というのは、「外しても差し支えない」ということで、県教育長もそのように話していましたと説明できるのではないのでしょうか。
- 野口指導主事 確かに今まではマスクを付けることが通常でしたので、外すことには抵抗があるかと思えます。ただ、卒業生にとっては最後のお別れの式ですので、教職員も最後だから顔を見せてあげたいと思うところもあるかと思うのですが、個人の判断に委ねるといったことなので、そこに関しては教育委員会としても注意して、周知徹底しなければいけないと思っています。
- 馬場教育長 この町の基本的な考え方と卒業式・入学式の基本的な考え方は、微妙に違う部分があります。町の基本的な考え方は「マスクの着用を求めないことを基本とする」に対して、卒業式と入学式については「マスクを外すことを基本」としています。実は、先ほどの中山委員の御意見と逆の御意見も伺っています。「マスクを外しても差し支えない」とすると「マスクをすることが基本」となります。今、学校に対して「マスクを外してほしい」という強い申し出や動きがあります。どこまで、これを強要できるかといった話になった時に、式典の日に保護者と（このことで）争う必要はありませんので、促す程度の対応となります。マスクの見直しは、学校は4月1日からになりますので、このように（保護者へ）言えます。また、入学式は4月1日を過ぎていきますので、本来であれば、マスクの見直し後となるのですが、この短期間で感染力が弱まっているわけではないので、卒業式と同様のお願いをしています。若干違うのは、卒業式は「マスク（の着用）をお願いします」といえるのですが、入学式ではそこまで言えないと思っています。このこと踏まえ、文書で発出したいと思っています。今日の教育委員会で御承認を頂ければ、早々に保護者向けに（通知を）出します。しかし、中山委員のおつ

しゃるように、マスクを外せない子供がたくさんいるだろうというのが学校からの意見です。登下校している9割以上の子供たちがマスクをしています。屋外ですし、登下校については、マスクを外して良いですよと指導しているにも関わらずです。中学生についても、8割くらいはマスクをしています。これは、外させる方が難しいだろうと（学校とは）話しています。このような状況ですが、町として基本方針をきちんと出したうえで、先ほど中山委員がおっしゃっていた配慮をしていく必要があると思っています。

- 中山委員 保護者の方は、(式典でマスクを)する予定ですか。
- 馬場教育長 はい、する予定です。保護者と来賓と在校生には、マスクを着用してもらいます。感染力が弱まったわけではないので、そこまで緩和できないかなと思っています。入学式も同様です。あくまで、主役となる人たちは、マスクを外すということです。教職員については、万が一感染してしまうと、その後の学校運営に支障が出て来てしまいますので、(教職員については)管理職、担任等の舞台上上がる先生だけは外して、他の先生方にはマスクを着用してもらいます。
- 中山委員 そうですね。県でも保護者は着用、職員は推奨、ひな壇に上がっている来賓は着用、舞台上話す方々は外す、といった対応です。
- 馬場教育長 やはり、同じような対応ですね。
- 飛田委員 先ほど中山先生もおっしゃっていましたが、結論から言いますと、「マスクを外すことを基本とする」というのは、個人的には反対です。というのは、職場等で指示を出すときに、「基本的」とか「原則」というのは、「～しなさい」ということだと思えます。とすると、着脱を強いることのないようにするということと矛盾していると思えます。資料3の見直しの概要の欄に「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし…」とあるので、「個人の判断に委ねるのを基本とする」が良いかと思えます。「(マスクを)外すことを基本とする」とすると、なぜ外さないのですかと問われかねないと思えます。もう一点、町の基本的な考え方と通知に記載されている内容に相違があるように見受けられます。通知には、「児童生徒及び教職員は、…マスクを外すことを基本とする」とありますが、基本的な考え方には、「来賓、保護者、在校生は、マスクを着用し…」とあります。在校生の子供たちは、どちらの対応をするのですか。
- 野口指導主事 在校生につきましては、学校規模等もありますので、式典に(在校生が)参加する学校と参加しない学校があり、参加する学校については、在校生もマスクをするという意図で作成しています。
- 飛田委員 通知の児童生徒には、卒業生と在校生が一緒になっているように読み取れるので、分けて明記した方が良いのではないのでしょうか。
- 野口指導主事 そうですね。通知にはそのあたりが明記されていないので、在校生も「マスクを外すことを基本とする」の記述に含まれてしまうかもし

れません。

- 吉野委員 確かにそう読み取れますね。
- 飛田委員 通知の「来賓や保護者等…」の保護者の後に、基本的考え方の同じ標記とし、「在校生」の文言を入れればよいかと思えます。その方が、分かりやすいと思えます。
- 岩崎教育長職務代理者 私の個人的な意見なのですが、見直しの概要にもあるように「着用は個人の判断に委ねる」とあります。その中で、卒業生がマスクをしないということは、必要なことですか。大事なことですか。大人がマスクをする、しないと指示するより、子供たちにマスクをするかしないかの判断を委ねても良いのではないのでしょうか。今の中学3年生は、1年生のころからマスク生活だったと思うので、顔をちゃんと知らない子もいるのではないのでしょうか。本来、卒業式は卒業生に対して3年間頑張ってきて、卒業おめでとう、と送り出すものなのに、大人からの指示によりマスクを外すことによって、初めて顔を見て、見られてとなって、違う印象や思いに持って卒業するような気がします。しかも、マスクを外すのは卒業生だけで在校生はマスクをしているといった状況なので、生徒個人の判断に委ねるということが良いのかなと思いました。
- 馬場教育長 色々御意見があるなど感じました。ただ、国や県が「マスクを外すことを基本」としている中で、滑川町だけが「マスクをすることを基本として、外しても差し支えない」と判断することはできます。当教育委員会で、そう判断すれば良いですから。ただ、学校が（保護者等からの意見や苦情に）堪えられないかなと思えます。国や県がそのような方針を出す中、感染状況も悪くない滑川町が、マスクをすることを基本とする方針を説明することが難しいと思えます。個別対応は必要になるかと思えますが、5月8日には「5類」に引き下げられる中で、国・県の基本的な考え方を踏まえ、もうマスクは嫌だという人がいることは、当然校長先生方も見込んでいるし、私たちもそうなるでしょうと見込んでいます。国も一般的には3月13日からこの見直しが適用となりますが、学校だけは4月からです。この狭間に卒業式、入学式がありますので、学校も苦しいところがあります。そういった点も踏まえて、国・県に準じて今回のような内容を提案しています。ただ、これは教育委員会で決めることなので、「マスクをすることを基本とするが、マスクを外しても差し支えない」といった方針にすることも可能です。
- 飛田委員 「個人の判断に委ねることを基本とする」というのは、いかがでしょうか。私は「…基本とする」という文言は無くても良いと思っています。それは、先ほどお話ししたとおり、その言葉には強制力が含まれているからです。どちらが基本なのかは伏せておいて、「マスクを外しても差し支えない」だけでも良いかと思うのですが。そうすれば、結果的に個人の判断に委ねることができるのかなと思うのです。ただ、「…基本とする」の文言を入れるの

であれば、先ほどお話ししたとおり「個人の判断に委ねることを基本とする」とするのが良いと思います。

- 馬場教育長　これは、国・県と違う方針に滑川町がするかどうかということです。
- 中山委員　基本的な考え方からすると、それは無理ではないでしょうか。国が決めたことを、町の教育委員会が止めるということは、絶対ありえないです。絶対とは中々言えることではありませんが、それに近いことだと思います。県がいう「マスクを外しても差し支えない」というのは、本来は外してくださいと言っているのだと思います。だけど、それができない子供も大勢いるでしょうから、弾力的な言い方としているのだと思います。(町の)教育委員会としては、「マスクを外すことを基本とする」という言葉を入れるのは当然だと思います。そのくらい、この通知・通達は重いものであると思います。
- 吉野委員　この見直しの概要を見ると学校は4月1日から適用とあります。一般には3月13日から適用とあるので、卒業式はまだこの考え方を反映させなくても良いのですか。でも、卒業式は3月13日以降なのでこの考え方を反映させなくてはいけないのか、どちらですか。
- 馬場教育長　学校活動全般については、4月1日からの適用で良いです。ただ、卒業式のことを議論になって卒業式のみを対象とした文書が来ています。
- 吉野委員　そのような通知があるのですか。
- 澄川局長　今、確認したら国からは「卒業式におけるマスクの取り扱い等について」と県からは「卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方について」といった文書が発出されています。この両文書とも「マスクを外すことを基本とする」と明記されています。
- 吉野委員　その文書を確認しないと判断できません。資料の中の見直しの概要には「個人の判断に委ねることを基本とし…」とあるので。そのような文書があるのなら、委員の方々の判断も違ってくると思います。その文書を資料として用意していただかないと。手元の資料だけだと先ほど言ったような議論になってしまいます。国・県から「卒業式はマスクを外すことを基本とする」といった通知、通達が出ているのであれば、それを受けての方針とするのではないのでしょうか。
- 馬場教育長　「マスクを外すことを基本とするが、マスクを付けても差し支えない」とするかどうかですかね。これであれば、原則論は変わらないので。
- 吉野委員　国や県からの通知に基づき、マスクを外すことも基本とするのは分かりましたが、実際にどのくらいの子供たちがマスクを外せるのでしょうかね。
- 馬場教育長　実際の話、卒業式当日に卒業生全員がマスクをしていても良いと思います。あくまでも基本的にとっているのです。強要するものではありません。

ませんので。

○吉野委員 では、「マスクを外すことを基本とするが、マスクを付けても差し支えない」とした方がわかりやすく良いと思います。国・県の通知にも準じていますよね、マスクを外すことを基本としていますので。

○岩崎教育長職務代理者 私もそのように入れた方がわかりやすく良いと思います。基本はマスクを外すけど、付けても差し支えないと。どちらでも選べるということですね、となると思います。先生が子供たちに話すときもこのような表現であれば、選択できるという説明ができると思いますので。

○吉野委員 「式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。ただし、マスクを付けても差し支えない」が良いと思います。でも、来賓や保護者、在校生はマスクをするのですよね。

○馬場教育長 そうですね。そうなりますね。では、この部分は「式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。ただし、マスクを付けても差し支えない」と変更しての通知でよろしいでしょうか。

【委員全体から「はい」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。また、入学式用の通知も同様にすることによってよろしいでしょうか。

【委員全体から「はい」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。この通知は、教育長名で発出させていただきます。よろしいでしょうか。

【委員全体から「はい」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。では、協議事項1)「新型コロナウイルス感染症対策について」は以上となります。次に協議事項2)「卒業式における「教育委員会のことば」について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【野口指導主事、資料4により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。何かお気づきの点、修正等がありますか。

【飛田委員、中山委員、吉野委員より文言の修正、誤字の指摘があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。御指摘の点を修正して御承認ということによってよろしいでしょうか。

【委員全体から「はい」の声があり】

○馬場教育長 ありがとうございます。では、協議事項2)「卒業式における「教育委員会のことば」について」は以上となります。次に協議事項3)「令和5年度滑川町教育重点施策について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【野口指導主事、資料5により説明】

○馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。重点施策ですが、資料3

枚目の「令和5年度滑川町教育重点施策一施策と重点的な取組一」の所ですが、これを重点とさせていただきます。今年度実施していただいた教育委員会評価で、今年度（目標を）達成したものは次に行きますけれど、あまり望ましくないものは残してあるとか、昨年度課題があったものは残してあるといった形にしてあります。令和5年度はこれを目標にしていきますので、この点について評価していただくこととなります。このような目標でよろしいでしょうか。なお、4枚目以降は、目標を達成するための具体的な事業が記述してあります。

- 飛田委員 これは、町のHPに掲載されますか。
- 野口指導主事 重点施策自体ではありませんが、概要版が掲載されます。
- 飛田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 中山委員 施策3の③、体育的活動の充実の所に「部活動の地域移行」は、まだ入ってきませんか。来年度だとまだその段階まで行かないということでしょうか。であるならば、まだ記載する必要はないのかなと思いますが。
- 馬場教育長 来年度は、部活動の地域移行を協議する委員会を立ち上げる予定です。スポーツ少年団の代表や各種競技部の代表、地域の方々などの御参集いただき、町として今後どうしていくかを協議していく予定です。
- 中山委員 了解しました。まだ、その段階ということですね。中々難しい課題ですよ。ありがとうございました。
- 馬場教育長 委員の皆さん、重点施策については、このような形でよろしいでしょうか。

【委員全体から「はい」の声があり】

- 馬場教育長 ありがとうございます。では、協議事項3)「令和5年度滑川町教育重点施策について」は以上となります。次に協議事項4)「令和5年度滑川町子ども読書活動推進計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【野口指導主事、資料6により説明】

- 馬場教育長 はい、説明ありがとうございました。今年、試験的に担当が「出張読み聞かせ」を行っているのですが、来年度は事業として展開していくと聞いています。また、昨年度実施したポップコンテストですが、様々な方々の協力を得て実施できました。来年度は、それをどう充実させていくかが課題です。このように、図書館でも色々考えてくれているようです。委員の皆さん、いかがでしょうか。

【委員全体から「はい」の声があり】

- 馬場教育長 ありがとうございます。では、協議事項4)「令和5年度滑川町子ども読書活動推進計画について」は以上となります。次に協議事項5)「滑川町立小学校スクールバス運行に関する報告書について」を議題とします。あわせて、次の議題6)「滑川町立小学校スクールバス運行計画について」も

関連がありますので、一緒に協議していきたいと思います。これは、滑川町スクールバス運行検討委員会から私宛に提出された協議結果の報告書となります。当委員会の長島委員長より説明を受けましたので、私の方から説明させていただきます。ただ、私はこの委員会に出席しておりませんので、補足等があれば、局長や権田次長からお願いいたします。

【馬場教育長、資料7、8により説明】

- 馬場教育長 以上、説明が終わりました。滑川町立小学校スクールバス運行に関する報告書につきましては、検討委員会から提出されたものということで、これを受理したいと思います。資料8で説明した滑川町立小学校スクールバス運行計画について、教育委員会として内容や表現、文言等これで良いかどうか、御協議いただきたいと思います。
- 飛田委員 この乗車対象者の条件の3km以上という所ですが、これはこの報告書にもありますように、概ね1時間程度で低学年の子供が歩ける距離ということを視野に入れての距離設定だと思うのですが、この根拠は何でしょうか。
- 澄川局長 これは、委員会の中で出された意見なのですが、1年生、2年生の子供たちは歩くところのくらい（1時間に3kmくらい）かかっているとのことでした。また、実際にみなみ野あたりの子供たちは、始業時間の1時間以上前に集合して、歩き始めています。こういったことから3kmという距離が出てきました。また、報告書21ページのアンケート結果概要を見ていただきますと、4番の項目が通学距離に関するものとなっています。スクールバスを必要としていると思われる地区からの分析結果からも、3kmという距離が導き出されています。
- 馬場教育長 いま、十三塚の子供たちは6時40分集合です。宮小の到着時刻を7時50分と設定していますので、低学年だと概ねそのくらいだとお聞きしています。また、3km以上は遠距離だという認識も高いということでこの距離が設定されています。
- 飛田委員 了解いたしました。ありがとうございました。
- 中山委員 利用料の件なのですが、条例案を見ますと「…納付方法、納付期限等については、教育委員会規則で定める」とあります。それは、どのような形での納付を想定しているのですか。
- 馬場教育長 これは局長から報告を受けているのですが、この条例案は来月の3月議会に上程し議決を得た後、教育委員会に規則を諮り制定していく予定です。次回、3月の定例教育委員会では規則を制定しなければいけません。細かな内容もあるかと思いますが、事前に資料送付を行い御確認いただいて、当日協議が出来ればと思うのですが、事務局としてそれは可能ですか。
- 権田次長 はい、大丈夫です。
- 馬場教育長 それでは、お願いいたします。また、先ほどの中山委員の御質

問に、現段階での考えなどがあれば回答をお願いします。

- 中山委員 未納者がいた場合の対応など、教えてください。学校で対応するのか、業者が対応するのか。
- 権田局次長 未納者の対応については、全体でも 150 人程度の対象者ですので教育委員会事務局の職員で対応していく予定です。徴収方法については、以前、給食費の納付に使っていたりそな銀行の口座振替システムが使用できるか現在確認中です。
- 中山委員 未納分は、町が集めるのですか。
- 澄川局長 条例で定めるとおり、運行に関する経費の一部として利用料を集めます。未納者に対しては、電話催促や通知による催促、督促状の送付、臨宅徴収などの方法で対応します。
- 飛田委員 今、学校では学校資金口座を設置し、口座振替のシステムを導入しているかと思います。それを使うということはできないのですか。
- 澄川局長 それが出来ると良いと思うのですが、そのシステムが使えるのか、また、使ってよいのか、という両面で確認する必要があると思っています。
- 吉野委員 そのシステムは使えないのですか。
- 澄川局長 今回の利用料は、町が歳入すべき公金となります。一旦、学校名義とはいえ、住民（個人）の方から金融機関以外の名義の口座にプールしてから、町の口座に振り込むというのが公金取扱い上、行って良いものかということに疑義が生じています。学校口座にプールした場合の利息の取扱いなどの問題があります。
- 吉野委員 でも、保護者からみたら手間も少なく、便利だと思うのですが。
- 澄川局長 そのとおりです。ただ、先ほどお話ししたとおり、公金取扱い上問題がないかどうかを確認してからとなります。
- 吉野委員 そのあたりをきちんと保護者へ説明しないと、理解が得られないかも知れませんね。
- 馬場教育長 ほかに何かございますか。
- 飛田委員 乗車対象者の条件の中に、「…乗車を希望する児童」とありますが、例えば、利用料を払いたくないですとか、身体のことを考えて歩かせたい、とかいいった場合は、乗車しないということですか。
- 権田局次長 はい、そのとおりです。
- 飛田委員 今、（宮小では）下校時にはお迎えが多いです。学校からも「下校における保護者のお迎えは、極力控えて欲しい」と言われています。また、利用料は払いたくないので歩かせます、その結果、周りの子供たちはスクールバスで歩きは一人になってしまった、といった場合は、どのように対応しますか。
- 澄川局長 そこは、一番危惧されることかと思っています。登校時については、対象の児童の家から一番近い徒歩通学の通学班に編入して、通学するこ

とになります。下校時も同様に、各学年の徒歩通学班の子供たちと一緒に帰ることになります。

- 飛田委員 徒歩通学班の集合場所まで行って、一緒に歩くということですね。分かりました。あと、運行計画の中に道路交通法等の関係法令によることが記述されていますが、シートベルトの着用などは記述しないのですか。
- 権田局次長 もちろん、シートベルト着用義務がありますので、遵守してもらいます。また、国からの通知もありましたが、スクールバスでの置き去り等がないようにも対応していきます。
- 澄川局長 運行計画の中で危機管理について、危機管理マニュアルを作成してと記述がありますが、同様に乗車マニュアル、乗車ガイドラインといったものを作成し、保護者や子供たちへ周知していきたいと考えています。
- 飛田委員 先ほどの通学班の再編成についてなのですが、宮小では地区役員が班編成をしています、その地区ごとにやり方等が違って、統一されていない状況です。その中で、先ほどの例のように通学班を再編成する時に、もしかすると違う地区への通学班に編入しなくてはならない場合があるかと思えます。その時には、地区役員、学校とうまく連携して対応していただければと思います。
- 馬場教育長 ほかに何かございますか。
- 吉野委員 利用料についてですが、学童を利用しているので片道しか乗らない、といった場合も月額が変わらないのですか。
- 権田局次長 はい、その御質問は結構受けるのですが、一律という形で乗車回数は関係なく、月額1,200円としたいと考えています。
- 吉野委員 はい、分かりました。
- 飛田委員 2点質問があります。まずは、運行計画の(7)の③ですが、発車時刻になりバスが出発してしまってから、遅れて乗車場所に子供が来るようなことがあると、その子は一人で歩いて学校まで行かなくてはならなくなります。遅れてきた子のバスに乗るか乗らないかの意思確認は、どうやって行いますか。次に、バスの運行を業者等へ委託する場合、業者の管理がずさんで…例えば、車両管理で点検をしていないとか、運転手の健康管理ですとか、そういった委託業者の監視や監査といった対応はどうなっていますか。
- 権田局次長 まず、最初の質問ですが、乗車場所までは通学班で行くことになりますので、今までどおり遅刻や欠席の際には、まず班に知らせることになりますので、通学班が出発する時にバスに乗るかどうかを把握できています。
- 吉野委員 また、別のパターンですが、乗車場所まで来てバスに乗りたくないといった子供がいた場合は、どう対応しますか。乗車場所に誰か大人を配置するといったことは、考えていませんか。
- 権田局次長 今現在、そこへの配置は考えていません。

- 澄川局長 その部分に今まで御協力いただいていた通学ボランティアの方々
 にお願ひできればと考えています。バス通学になって、子供と一緒に歩いて
 見守りをしていただいた方々に、今度は違う形での見守りをしていただきた
 いと考えています。
- 吉野委員 そういった対応が必要なのではないかと、私も思います。
- 澄川局長 通学ボランティアの方々には、今後、そういったお声がけをさせ
 ていただければと考えています。やはり、乗降場所での大人の目といったも
 のが、必要なのではといった意見は、検討委員会の中でもありました。
- 吉野委員 今までの通学上での問題などを見ていると、バスの運行にも問題
 が出てくる可能性があると思います。不安要素はあると思うので。通学ボラ
 ンティアの方々の力がないと、厳しいところもあるのかなと思います。色々
 なことを想定して、対応を考える必要があるかと思います。
- 澄川局長 色々考えられると思いますが、誰がどのように対応するのか、そ
 のあたりも、関係各位と協議しながら緊急対応マニュアルに記述し、周知し
 ていきたいと思っています。
- 馬場教育長 この運行計画ですが、少し細かいところまで記述してあるかと
 思います。例えば、(7)の①にある「班長が班員をまとめて…」や②の「早
 退した児童や…」などは、教育委員会で決めることではないと思います。ま
 た③については削除したほうが良いかと思います。乗車マニュアル等に記述
 されていれば良い部分かと思いますので、このあたりは少し精査して、端的
 にまとめたいと思います。(6)の②の下校時の運行も「1日に2回…」では
 なく、「下校時刻に合わせた…」で良いかと思います。他にこのような部分は
 ありますか。また、乗降場所についても、(受託業者との協議後に最終確定と
 なるので)場所を特定しないで「…の付近で教育委員会の指定した場所」と
 いう表現にして、乗車場所が変更するたびにその都度、教育委員会に諮らず
 とも良いようにした方が良いと思います。なので、文言の整理をさせていただ
 いて、教育委員会で定めなくてはいけない部分のみ計画に記述するよう
 にしたいと思います。
- 岩崎教育長職務代理者 利用者は申請を出してバスを乗車したら、1年間は
 バスを利用するということですか。(バス通学を)やめなくなったらやめても
 よいということですか。
- 権田局次長 運行計画の4の(2)にあります。年度途中の変更は原則認
 めません。転入、転出による変更は認めます。
- 岩崎教育長職務代理者 冬になったら乗りたいというのは認めない、という
 ことですね。年度当初に申請したらその年度はバスを利用するということ
 ですね。
- 飛田委員 先ほどのお話しがあった乗車マニュアルか乗車ガイドラインにつ
 いて、この運行計画の4の(7)の最後に「乗車マニュアルにより乗車する」

など追記したほうが良いかと思えます。

○馬場教育長　そうですね。(10)の危機管理の項目にあるように記述したいと思えます。乗車マニュアルについても、危機管理マニュアルと同様、教育委員会で協議したいと思えます。

○飛田委員　先ほどの監査のことは、どうでしょうか。

○澄川局長　その部分は中々難しい部分ではあります。発注者としては、委託した業務内容の履行状況を、確認しなければなりません。ただ、車両の点検状況や運転手の健康管理の状況を毎日監視できるわけではありません。そのあたりは、業者内に置いて体制を整えていただき、きちんと履行してもらおう。そのことを、委託契約書の業務仕様書に明記して、義務付けるということになります。

○馬場教育長　検討委員会からの報告書のまとめの部分に「さらに、スクールバス運行は長期に亘って継続される可能性が高い事業であるため、一定の期間ごとに検証を行うことで課題を明確にし…」と提言されています。これを受けて、運行計画の「5その他」に(3)として追加し、一定期間ごとの検証を行うことを明記したいと思えます。また、今後検討委員会が出来れば、検証項目も決まってくるかと思えますので、その中に先ほど飛田委員が言われた点などを、調査項目、ヒアリング項目として入れられれば良いかと思えます。また、前回の教育委員会でも同様の意見が出されていました。このことが運行計画にありませんので、ここに追記したいと思えますがいかがでしょうか。

【委員より「はい」の声があり】

○馬場教育長　ありがとうございます。それでは、今まで出された修正点や追記する点、文言の整理などありますが、そういった点を訂正して教育委員会として承認ということでよろしいでしょうか。

【委員より「はい」の声があり】

○馬場教育長　ありがとうございます。検討委員会が先週の金曜日に開催し、その後報告書をまとめ、長島委員長より報告をいただき、本日の教育委員会を迎えたということです。関係各位には御尽力いただき、大変ありがとうございました。次に7)「今後の予定について」事務局よ説明をお願いいたします。

【澄川局長、次第及び資料9、資料10により説明する】

○馬場教育長　はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。3月31日の退職者感謝状贈呈式並びに4月3日の小・中学校等教職員辞令伝達式について、出席の確認と役割分担を決めたいと思えます。

【教育委員の方々に協議、出席の確認と役割を決定する】

○馬場教育長　ありがとうございます。それでは、日程6「協議事項」については、以上となります。

◎ その他の事項

○馬場教育長 それでは、日程7「その他の事項」を行います。1)「小・中学校近況報告」を事務局より説明をお願いいたします。

【野口指導主事、寺田指導主事、資料11により説明】

○馬場教育長 ありがとうございます。何か御質問、御意見等はございますか。

【「なし」の声あり】

○馬場教育長 ありがとうございます。それでは、1)「小・中学校近況報告」は、以上となります。それでは、日程7その他の事項については、以上となります。

◎ 次回開催日

○馬場教育長 それでは、次回開催日を議題といたします。次回の教育委員会ですが、いかがいたしましょう。事務局より日程の提案をお願いします。

【昨年度の開催日より、事務局から日程を提案、委員各位で調整】

それでは、3月15日(水)13時30分～としたいと思います。ありがとうございます。それでは、よろしくをお願いいたします。

◎ 閉会宣言

○馬場教育長 本会議に付された案件は全て終了しました。ただいまをもちまして閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○馬場教育長 異議なしと認めます。したがって、本定例教育委員会は、閉会することに決定しました。

◎ 閉会のことば

○馬場教育長 皆さまの御協力によりましてスムーズに議事を進行し終了することができました。感謝を申し上げます。

これをもちまして令和5年第2回定例教育委員会を閉会します。お疲れ様でした。